

Title	明末の中国カトリック教会における婚姻問題について
Sub Title	Catholic marriage during the late Min Dynasty
Author	安, 廷苑(Ahn, Jung Won)
Publisher	三田史学会
Publication year	2003
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.72, No.2 (2003. 6) ,p.29(167)- 57(195)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20030600-0029

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

安 廷 苑

一、はじめに

イエズス会による中国布教は、東インド巡察師として赴任したアレッシャンドロ・ヴァリニヤノがマテオリッチなどヨーロッパの自然科学に精通した宣教師たち

を呼び寄せたことよつて、十六世紀末頃から本格的に進展している。マカオから中国本土の方へ進出していった宣教師たちは、一五八三年に中国南部の肇慶に定住して、一五九五年には南昌へ進み、そして一五九八年には一時的とはいえ、リッチ一行が北京にまでたどり着くことに成功した。しかしその一方で宣教師たちは、ヨーロッパ本国とは異なる様々な価値観に直面することになるのである。とりわけ中国人の婚姻は、婚姻の単一性と不解消性を説くカトリックの婚姻観とは真つ向から対立す

るものであった。キリスト教宣教師たちの遺した教会史料を用いて中国の婚姻問題に注目した研究は極めて少ない。矢沢利彦氏は、西洋人の目から見た中国の女性問題を考察しているが、その中で婚姻問題に僅かに言及しているに過ぎないのである。⁽¹⁾

本稿では、一六〇〇年当時マカオのコレジオ院長であったマヌエル・ディアスがイエズス会総長に宛てた報告書を基にして、明末の中国カトリック教会における婚姻問題について考察を行ないたいと思う。中世以来の長い伝統によつて培われたヨーロッパのカトリック教会法と、それとは非常にかげ離れた東アジアの布教地における社会の実状との間で宣教師たちが模索した、婚姻問題に対する解決策について考えてみたい。以下、ディアスの報告書の全文を紹介する。

二、マヌエル・ディアスの報告書

中国において頻繁に生じ、特免が望まれる、婚姻のいくつかの事例に関する情報

中国人が、六つか七つの事例において正モリエレス・レジティマス妻

を離縁することが許されるという法律を持っていることを、私は目撃した。その事例において彼らは、たといい名譽ある人々であつても正妻を離縁して、他の妻を迎える。彼ら以外の身分の低い人たちは、彼女が好きでないからとか、子供がいないためとか、借金のため彼女たちを自分たちに売るようにマンダリンが命じたためとか、またはその他の理由から、妻を簡単に離縁する。離婚は夫たちが他の男に彼女たちを彼らの妻として売ることである。彼らも彼女たちを受け取った時に、婚資ドテまたは手付金アラスとして、彼女の両親にお金を支払う。離婚した男は通常他の女性と結婚する。ここから次のことが分かる。例えばペドロが彼の妻を離縁して、他の女性を迎えて彼女との間に子供を得る。そして離縁された妻も、彼女を与えるか売ったかした相手のジョアンとの間に子供がいる。その場合、これら四人の一人一人の改

宗は、様々な理由から非常に困難になる。第一に、ペドロにとって子供たちの母親を捨てて、子供たちを養育してもらうために他の女性を迎えるのは非常に難しいからである。第二は、妻を捨てて結婚せずにいることは、彼にとってさらに難しいからである。なぜなら彼が自分で息子たちを養育したり、娘たちを見守ったり、その他のことをしたりするのはできないし、また禁欲して暮らすこともできないからである。第三は、彼が同棲しているこの二度目の妻の親戚者たちは、彼が彼女を捨てることを非常に悪くとする。第四に、離縁された女性と彼女の子供たちを有するジョアンは、彼女を手放すことを望まないからである。第五は、最後にして非常に重要なことであるが、中国では現在同棲しているこれらの妻モリエレス全員と別れることは非常に悪くとられ、またそれはこれらの原則において神の法を非常に困難にし、さらに憎悪の的にさえしてしまうであろう。というのは中国人は、婚姻の契約は他の契約の如く、両者の合意によって無効にすることができると思っているからである。それどころか次のような事態になることが充分考えられる。すなわちマンダリンやさら

に王までもが、もしもそれを知ったなら、彼らのやり方で結婚した者を引き離すことによつて生ずるであろう混乱や騒乱を避けるために、神の法が説かれるのを禁ずるであろう。そしてこれらの離婚は中国では頻繁に起こるので、それら「の原則」に困惑し、改宗が妨げられている人々が非常に大勢いる。教皇聖下ピウス五世は、この問題に関して小勅書をすでに発布した⁽²⁾(ナバロのコンシリオの第三卷、コンシリオ第三卷、「異教徒の改宗について」というタイトルに引用されている通りである⁽³⁾)。というのは、正^{ア・レジティマ}妻を離縁した者が、彼の持つ二度目の妻と一緒に洗礼を受ける場合、離縁された正妻との婚姻は無効となり、彼と一緒に受洗するこの二度目の妻との婚姻が有効となることをそれは言明しているからである。しかしこの事例以外に中国には、小勅書が当てはまらない、そして同じく特免を必要とするその他いくつかの事例が存在する。それは頻繁に生じ、上に述べられた五つの理由によつて、他に方法がないからであり、そしてそれら「の原則」によつて大勢の人々が改宗を妨げられているからである。特免があるならば、彼らの改宗の道が開かれるであろう。

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

第一に、自分の正^{レジティマ・モリエル}妻を離縁したペドロが、受洗を希望する。しかし現在同棲中の二度目の妻は改宗を望まず、彼(ペドロ自身)を墮落させたり救い主を侮辱したりする危険なしに、ただ単に彼と同棲することだけを望んでいる。むしろ一般的に、これらの二度目の妻は夫がキリスト教徒であるから、将来改宗する可能性が非常に高い。「そのような事例には」特免が望まれる。なぜなら上に述べた小勅書の事例は、この二度目の妻が現在有している夫と一緒に受洗する場合だからである。

第二に、受洗を希望するペドロと現在同棲しているこの二度目の妻も、彼女の正式の夫から離縁された者であり、ペドロが彼女と結婚生活を続けるためには、二つの婚姻を無効にする必要がある。一つはペドロと離縁された彼の正妻との間の婚姻であり、もう一つは今有している二度目の妻と彼女を離縁したその夫との婚姻である。上述の小勅書は、「その内の」一つの婚姻、すなわちペドロと彼が離縁したその正妻との間の婚姻を無効とする旨に過ぎない。第三に、正妻と離縁したペドロが、現在有しているこの二度目の妻と同棲の状態のまま受洗するこ

とを望んでも、彼は善意ではなく、まだ受洗してもしない。それどころか離縁された女性がまだ自分の正妻であることを知りながら、自分に洗礼を授けてくれるよう願う。それでいて正妻を再び迎えて復縁することができないことは分かっている。それは現在有している妻から別れることが彼には非常に辛いためであったり、あるいは（たとえ彼女がペドロのもとに戻ることを望み、その上改宗を望むとしても）彼が離縁した正妻を買ったジョアンが、彼女を手放すことを望まないからである。上述の小勅書は正妻を離縁し、現在有している二度目の妻と一緒に善意で受洗する場合についてのみ述べ、洗礼前にその良心問題を明らかにし、受洗を求める場合については言及していないように思われる。

第四に、異教徒の妻を離縁したか、あるいは借金のためマンダリンによって妻を他人に売られてしまったペドロが受洗した。彼はキリスト教徒になって後、禁欲を守ることができないのを知って、結婚を望む。売られたかあるいは離縁された正妻は、彼のもとに戻ることを望んでいる。しかし彼女を有している男は彼女を手放すことを望まず、たとえば

ドロが彼女のために同額のお金を彼に返済し直すとしても、彼女を彼〔ペドロ〕に返すよう彼〔ジョアン〕を義務付けるのは正当ではないのである。まだ異教徒であったときに彼が売ったか離縁するかした妻との婚姻を無効にすることによって、ペドロが他の女性と結婚できるための特免が望まれる。

これらの事例が特免に困難であることはよく承知しているが、しかし中国ではごく一般的なことであり、現地人たちは禁欲的に生きることには殆ど慣れていない。離縁されたかあるいは売られた妻を〔現在〕有する彼らに、彼女たちを元の夫に返すよう命ずるだけの正当性はない。たとえ彼らが彼女たちを手放すことを望んでも、彼女たちが夫のもとに戻り、夫たちが彼女たちを迎え入れることは、中国人に非常に不思議に思われるだろう。一方、それらの事例に対する特免は多くの人々に対する改宗を容易にし、改宗への道を開く。それどころかそれによって神の法を些かも損なうものではない。なぜなら神の法によって婚姻は一生涯解消できないものであることを知っているキリスト教徒は妻を離縁できないし、また〔実際〕離縁しないことを、中国人たちは知って

いるからである。しかし異教徒であり、この不解消性についてそれほど知らない彼ら「中国人たち」は、現在はその女性を有する者から手に入れることができないう女性を「将来妻とし、そして」離縁するであろう。彼らは改宗することができる救済策を見出し、この言い逃れオフリクイダテによつて教化されるであろう。なぜなら彼らに洗礼への道が開かれるからである。それ「洗礼」なしには救われないうし、永久に地獄に陥るのだと、私たちは説教する。

第五に、異教徒のペドロは妻を離縁し、彼女をジョアンに売つて、その後受洗した。彼女を有しているジョアンは受洗を望み、このため彼女をペドロに返したいと望む。しかしペドロは彼女を迎えることはできないと言う。なぜなら彼女を養うだけのものを持つていないし稼ぐこともできないからだと言う。彼女が自分を養つてくれる男性と同棲せずに自活することはできない。彼女が受洗を望んでいるジョアンのもとにすることができるとの特免が望まれる。その後彼女も改宗するであろうことは殆ど確実である。このことは中国では下層の貧しい人々の間ではごく一般的なことである。というのは、夫が彼自身

や妻を養うことができず、それ故銀と交換で他人に彼女を与える者が大勢いる。

第六に、名誉があるかまたは裕福な中国人は、多数の妻を持つのが常である。ア・レジティマ正妻は妻すなわち正室ダイレイタと呼ばれる。その他は昔の妾コンクビナスのような者であり、時として多数で、妾シエと呼ばれ、たとえ夫が同じように扱うにしても夫の親戚が彼女を遇する名誉において、正室とは非常に異なる。一方で中国人は妾シエを、レジティマ正妻すなわち妻シムにすることを禁ずる法を有する。もし誰かその法に反し、「妾シエを妻シムに」したら、彼の親戚や友人たちは通常、妻シムの名誉で彼女を待遇せず、またそのように呼ぼうともしないであろう。我々がもしそれについて忠告しようものなら、我々は法に、そしてさらには道理にまでも反していると咎められるであろう。なぜなら中国人は、妾シエを妻シムに昇格させないために多くのことを考えるからである。というのは妾シエは妻シムの身分よりも非常に下にあるからである。それ故このような事例は頻繁に生じる。ペドロは正モリエル・レジティマ妻を亡くし、一人の妾シエを有するが、受洗を望み、そのために決して彼女を手放さず彼女と一緒に他の女性を迎えない（婚姻の基本的な

二つの条件である) という明白な新契約によつて彼女を迎えることを望む。しかしその家の慣習フオロと夫の親戚たちの彼女に対する儀コルテジヤス 礼等々において、妾シエの名と待遇に止まらなければならぬ。仮に妻シムと称しても、法に關しては同じ立場に止まる。これは眞の婚姻であろうと思われるが、しかしパードレたちは敢えてそれを実行に移そうとしない。なぜならヨーロッパで受けが悪いだろうし、中国においても同様ではないかと恐れるからである。というのは、たとえ実際にはいわゆる正妻レシテイマとして受け入れられても、この女性が持つ妾シエという名が意味するコンクビナス 妾と同棲したままの男に我々が洗礼を授けていると、ヨーロッパでは思われるであろうから、情報がより早く届くマカオやインドにおいて、同じように思われるであろう。中国において、パードレたちは最初から神の法は妾シエを許さないと常に言ってきたのであるから、今我々が何人かに洗礼を授け、彼らが妾シエと同棲することを許したのを中国人たちが見たら、躓シエき、我々が望み通りに神の法を変えらると思ふであろう。中国人たちのこの躓シエきは、神の法は妾シエを許さないと我々が彼らに言明することによつて、いとも容易に取り

除くことができる。というのは妾シエを持つ、すなわち、彼らは正妻レシテイマスであれ妾シエであれ、他の女性と一緒に妾シエを持つのを常とするからである。これは常々我々が〔中国人たちに〕言つてきたことであるが、唯一で永遠の妻として一人の女性を迎え入れた者は、たとえ彼女を妾シエと呼び、そのように遇しても、罪を犯すことにはならない。なぜなら神の法は男たちに、自分の妻をあれこれ上辺の儀礼で遇することを義務付けず、唯一で永遠な一人の女性を持つよう義務付けるからである。ヨーロッパで言われるであろうことを、ここで遮ることはできない。しかしその一方で、この事例は中国で非常に頻繁に起り、ある男性が特にその女性との間に子供を持つ場合、この妾シエを手放すことは非常に困難であるし、また彼女を妻シム、すなわち正室デイレイタにすることも同じく非常に困難である。というのは、それは法によつて禁じられているし、また親戚から非常に悪くとられるに違いないからである。親戚たちはそのことのために彼と仲が悪くなり、彼を非難するであろう。そして、彼〔夫〕が彼女をいかに正室デイレイタと称しても、彼らは彼女をそのように遇することを決して望まないであろう。貴族フイダールゴスたちが

にはこの事例が一層頻繁に起こるので、遙かに厄介である。なぜなら正妻を亡くした寡男たちは、国王の許可なくして他の女性を迎えることができないからである（もしもそれに背いたら、彼女〔妾〕の子供がいる場合、その子供たちは貴族としての年貢も借地料も所有することができないという罰が下される）。国王は、貴族がこの妾を抱えている場合は、彼らに許可を与えない。そのため我々は望んできたし、それ故に、総長猊下がそれをよしと思われるならば、その良心問題及びこれを実行に移す必要性を教皇聖下にお知らせし、そしてそれを認可して下さるようお願いしてでも、インドやヨーロッパなどにおいて、中傷されたり悪くとられる可能性のない何らかの命令を与えて下さるよう、私は猊下にお願ひする。なぜならば、それを実行に移すことによつて、さもなければ受洗しないような大勢の者が改宗するための、大きな助けとなるものと思われるからである。

マヌエル・ディアス⁽⁴⁾

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

三、報告書の分析

この報告書は、一六〇〇年一月付で中国からローマのイエズス会総長クラウディオ・アクアヴィヴァ宛に親展の形式で送られたものである⁽⁵⁾。この報告書の著者マヌエル・ディアスは、一五四九年一月ポルトガルのファエロに生まれ、一五七六年十二月二十一日にポルトガルのエヴォラでイエズス会に入会した⁽⁶⁾。一五八五年四月十三日にインドに向けてヨーロッパを発ち、途中で難船するなどの苦難を味わいながら、ゴアを経由して、一五九七年七月二十日に東インド巡察師アレッシャンドロ・ヴァリニャーノとともにマカオへ到着した。同年八月四日にヴァリニャーノによつてマカオのコレジオ院長に任命され⁽⁷⁾、一六〇一年まで勤めながら、中国布教の上長に任命されたマテオ・リッチの仕事を助け、金銭や贈物を送つて援助した⁽⁸⁾。一六〇一年、ヴァリニャーノの命でそれまでリッチが監督を担当していた韶州・南昌・南京などのレジデンシアを巡察してから、先に北京で布教していたリッチを助けるために翌年八月九日北京に着き、約二箇月間滞在した後、南昌に戻った⁽⁹⁾。そして翌一六〇三年二月には、日本巡察を終えてマカオに着いたヴァリニャーノに

よって、再びマカオに呼び戻された。

この時ヴァリニャーノは、中国の布教事業の進展に関する報告を受けて、中国の布教をマカオから完全に切り離す方針を決め、一六〇三年から一六〇九年までディアスを中国河南の上長に任命し、併せてリッチに従属する韶州・南昌・南京、三つのレジデンシアの院長に任命したのである。⁽¹⁰⁾ その間に南昌のレジデンシアに居住していた彼は、かなり多数の信者を獲得したものの、⁽¹¹⁾ 一六〇七年八月頃から南昌に新しいレジデンシアを購入したことから読書人たちの怒りを買ひ、翌一六〇八年十月頃までに同地で起こった迫害を受けて、解決のために奔走した。⁽¹²⁾ 同年十二月には再びマカオのコレジオ院長に任命されたが、一六〇九年十月まで南昌に留まったとされる。その後マカオに戻り、一六一一年十二月一日より一六一五年までマカオのコレジオ院長を務めるなど、多年に渡りマカオで様々な業務に従事した。

一六二二年には、彼は中国全域のレジデンシアを巡察師として巡察するなど、何度も中国国内に入り、中国本土の布教事情について詳しい情報をマカオにもたらした。中国イエズス会は一六二三年に準管区に昇格し、日本管区から独立することになるが、ディアスは一六二三年よ

り一六三五年まで、初代の準管区長を努めた。一六三五年四月六日、再び巡察師に任命され、一六三九年十月十五日まで中国、日本、トンキン、シヤムの巡察師を努め、同年十一月二十八日マカオにて死亡した。

この報告書を認めた時点では、ディアスはまだ中国本土には足を運んでいない。「中国から」という形式を採っているが、この場合、実際にはマカオから送られたものである。しかし彼は中国本土で布教活動を進めていたリッチなどの報告により、中国社会の様々な事柄に関する情報を手に入れていたと思われる。実際、この前後には彼の書簡にリッチの中国布教に関する言及があり、⁽¹³⁾ リッチによる中国事情の報告は、当時マカオのコレジオ院長を勤めていたディアスの手許に届いていたものと推測される。この報告書をディアスが認めた一六〇〇年頃、中国本土への布教はいよいよ軌道に乗り始めていた。リッチらの努力は徐々に実を結び、一五九五年には南昌にレジデンシアを設立した上、翌年にリッチはヴァリニャーノによってマカオから独立した中国布教長に任命された。一五九八年には一時的に北京入りが実現しただけでなく、一六〇一年には正式に北京に入り、一六〇五年には、教会の献堂式が実現するまでに至ったのである。

この報告書は、北京で正式に布教活動が開始できるようなリッチらが努力していたまさにその時期に書かれたものであり、日本と中国の双方に対する布教活動の基地となっていたマカオにおいて、とりわけ中国布教に力を注いでいたディアスによる、明末の婚姻問題に関する貴重な報告である。

①離婚の問題

カトリック教会における婚姻は七つの秘蹟の一つであり、信者間における婚姻の執行の際は無論のこと、未信者が受洗する際にも性道德の面と関連して、信者の実生活の深層部に触れる、布教上その確立が避けられない問題であった。従って、キリスト教の布教を行なう宣教師たちは、改宗者に対して受洗を容認できない様々なケースに遭遇しており、その多くが婚姻による問題だったと思われる。この報告書はまさにその事実を伺わせるものであるが、ここで著者ディアスの論点は、概ね離婚と妾に関する二つの問題に集約されている。最初に登場するのは、離婚の問題についてである。

まずディアスは、中国においていわゆる七出による合法的な離婚が存在することを明記することから、その記

述を始めている。七出とは、男の子がない無子・姦淫・不孝・口舌・盜竊・嫉妬・悪疾など七つの条件をいい、妻がこのうちの一つに該当する時、夫はこれを離婚することができる。古来、礼制に由来するものであり、正当と思われる具体的な離婚原因として存在したのだが、法もこれを援用していた。中国の法では、離婚権は夫の側のみ認められていたのに対し、妻はそれに相当するものを持たなかった。夫による不当な離婚を阻止するものとしては、夫の父母の喪を守った妻・糟糠の妻・帰っていない父母などの家がなくなっている妻など、いわゆる三不去なる条件を提示し、このうち一つに該当するならば、七出の事由があつても離婚することは許されないとしたのみであった¹⁴。

離婚の原因としての七出の制定は一面からいえば離婚を制限することとなり、さらにその七出は三不去によって制限が加えられていたことになる。仁井田陞氏の研究によると、明清の戸律でも上記のこと以外の原因で離婚する者を処罰する規定を置いているものの、その実行力は怪しかったようである。実際は古来この制限を無視して離婚が夫の都合や夫家の一方的意思などにより行なわれた場合が多かつたとされ、法規定以外の理由による離

婚の可能性が指摘されているのである。⁽¹⁵⁾

その一方で、旧中国社会において法制の枠内で行なわれるいわゆる協議離婚や夫側による一方的な離婚が実際にどの程度行なわれたかという点に関しては、近代社会と比べて離婚率は遥かに低かったであろうとする見解が諸学者間で指摘されている。その理由として、上層階級の人々にとって離婚は決して体裁のよいことではなく、妾制の存在が妻の離婚を不必要にしていたこと、また農村部など一般人のレベルでは、経済的制約により、現実的に離婚は容易ではなかったことなどを挙げることでできる。妻を娶るために、聘財および挙式費用として多額の出費を要し、困苦貯蓄の結果ようやく娶り得た妻を軽率に離婚することは、経済的に許されなかったのである。⁽¹⁶⁾ それでは、ディアスが中国社会で離婚が非常に頻繁に行なわれるとしたのは、何故であろうか。実はここでディアスが、離婚の概念として、現代の我々にとって法的枠組み内で理解されるようなものに加え、当時の中国社会において頻繁に行なわれていた、妻を売る行為を指摘しているためであると思われる。実際、食べるに困った者が妻子を売ったことは古く秦漢の記録にも見えており、その後いつの時代の記録にも見える行為であった。⁽¹⁷⁾ 岸本

美緒氏の研究によると、中国の律例によれば、妻の側に婦道に欠けるところがない場合、夫が任意に妻を売ることは禁じられており、貧困にして止むを得ざる場合など、一定の事情の下でのみ、夫は妻を嫁売することができたという。しかしそのような律例の規定にもかかわらず、実際において売妻は一般的に見られていた現象であり、妻を売ったり一定の期間貸したりする売妻・典妻という行為が、一般には排斥されつつも、生活を維持し子孫を残すための日常的な選択肢として人々に認識されていたのである。かつそのための手続きが安定した形で成立しているという状況は、旧中国の広い範囲で見られたことであつた。⁽¹⁸⁾ その契約の主唱者としては、売られた女性の夫や父が想定され、彼らは財を貪る売り手でもあつたのである。⁽¹⁹⁾ また中国で旧来行なわれてきた婚姻形態から、妻となすべき女性の対価をその親に支払う慣習があつたことから考えて、後夫は対価かあるいは物質を聘財として女性の親に贈つたことが考えられる。⁽²⁰⁾ この報告書においてディアスは、売妻の慣行をも引き合いに出して中国の離婚について説明しており、それが数多く見られることであると力説している。彼の指摘通り、売妻行為は不仲や子供がないこと、または借金の返済など様々な理由

から当時の中国で実際に行なわれていたことであり、とりわけ貧困な人々の間では頻繁であったと思われる。従ってディアスの理解は的確なものであり、彼は売妻行為を離婚概念の一環として想定し、その理解の下で論じていたと思われる。

そこでディアスは、中国社会では現実に離婚は売買婚の一環として簡単に行なわれる行為であるが故に、キリスト教布教の大きな妨げになっていると述べている。彼はそのことを、ペドロやジョアンという、中国において一般的に見られる実際の状況を反映している仮定の人物を設定した事例を挙げながら、説明しているのである。

ペドロは妻を離縁して、二度目の妻を迎え、彼女との間に子供がいる。そして、離縁されたペドロの最初の妻も、ペドロの意志でジョアンに与えられたか売られ、彼との間に子供がいた。この事例では、ペドロと彼の最初の妻との間の子供に関する言及はなく、まるで子供のなことを暗示しているかのようなのである。

以上のようなケースでは、彼らの改宗のために、教会法では如何なる条件を満たすことが要求されるであろうか。まず、離婚問題に関するカトリック教会の伝統的な見解では、婚姻を秘蹟であると同時に契約であるとし、

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

異教徒の婚姻も有効と定めていた。十二世紀末から十三世紀にかけて教皇インノケンティウス三世により、未信者間の婚姻は教会によって承認されたものではないが真の結婚であること、そして有効なものであることが認められたのである。従って離婚歴のある者は改宗にあたって最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は許されないことが正式に確認された。²¹ 教会が未信者間に結ばれた結婚の絆の解消を容認する例外的措置としては、パウロの特権というものがある。これは聖書の聖パウロの言葉に依拠した概念であり、未信者が信者である配偶者の信仰を妨げずに暮らす意志がない場合、教会がその離婚を認めて他の信者との再婚を許すというものである。この適用には、未信者の中の一方がすでにカトリックに改宗して、相手の意志を質すことが前提となるのだが、ペドロは受洗時に過去の離婚歴が問題となっていないので、パウロの特権を適用させるための条件を満たすことができないと想定されているようである。この事例ではペドロが受洗を希望する場合、彼は最初の妻を取り戻して婚姻関係を持続させるべきであり、再婚は許されないはずなのである。

この場合、中国社会の現状から、この二つの婚姻に関

わる四人の改宗が非常に困難になる所以を、ディアスは続けて五つの理由を列挙して説明している。第一に、ペドロが子供たちの母親を捨てて、子供の養育のために別の女性を迎えることは現実的に難しい。第二に、子育ての必要があり、ペドロ自身が禁欲を守れないので、妻を捨てて結婚せずにいることはさらに困難である。第三に、ペドロと別れることになる二度目の妻の親戚者たちは、妻を捨てる行為を非常に悪く思うはずである。第四に、ペドロの最初の妻を所有するジョアンが、彼女を手放すことを望まない。第五に、中国社会において、キリスト教の教えに基づいた以上の行為は理解されないで、それを押し進めるとかえって布教の大きな障害となり得る。以上の彼の説明をまとめると、次の通りである。そもそも現在成立しているペドロの再婚が認められないのであれば、彼は二度目の妻と別れなければならない。それは子供たちの母親を離縁することとなる上に、最初の妻を娶ったジョアンは彼女を手放すことを望まないで、最初の妻を再び娶ることもできない。とすると、ペドロは子供を養育に悩まされるのであり、一方で禁欲を守ることも期待できない。現在の二度目の妻を離縁して最初の妻を取り戻すことは、二度目の妻の親族たちから反感

を買うことになるだけでなく、さらに最も重要な要因として、婚姻の契約に永続性を持たせない中国社会の一般的通念からして、キリスト教布教に重大な誤解や障害をもたらす結果を招いてしまうと、ディアスは懸念しているのである。ペドロとジョアンの、現状の各々の婚姻を無効にすることによって、上記の教会側の原則に従わなくてもよいような道を開かない限り、ペドロだけでなく、その他三人の登場人物の改宗をも同時に阻まれてしまう。ディアスはこのような事例は中国では一般的に見られることであると強調し、大勢の中国人の改宗に妨げとなっている上に、それに固執する限り、中国ではキリスト教の布教が禁じられる可能性すらあることを示唆しているのである。

そこで提示されるのが、ピウス五世による特免である。十六世紀における地理上の発見に伴い海外布教が活発に行なわれるようになるにつれて、新しい布教地の様々な状況を考慮した特免が必要とされていた。すでに一五七一年八月二日、ローマ教皇ピウス五世は教皇令ロマーニ・ポンティフィチスを布告し、インド人を対象に現地の事情を考慮した解決策を提示していたのである。以下に紹介する当教皇令には、「パウロの特権について」と

いう題名がついており、当時インド管区に属していた中国にも適用され得るものであった。

インド人が未信者である時には数名の妻を持つことが許され、非常に簡単な理由によつて妻を離縁している。したがつて、彼らが洗礼を受けた場合には、夫とともに洗礼を受けた妻の同居が許されている。

しかし、しばしば最初の配偶者でないため、(秘跡の)授与者も司教も、その結婚が本当のものでないと考え、深刻な疑惑に悩まされている。さらに、インド人の夫を、共に洗礼を受けた妻から離別させることは非常に困難であり、特に誰が最初の妻であるかを見分けることは困難極まるものである。それゆえ、私は、上に述べたインド人の状態を、父としての愛情をこめて寛大に考慮し、司教および秘跡授与者たちの疑惑を取り除くことを望みつつ、自発的に、確実な教えに基づいて、教皇としての全権をもつて、この教書によつて、次のことを宣言する。すなわち、上に述べたように、洗礼を受けたインド人男子、あるいは洗礼を受ける予定のインド人男子は、自分とともに洗礼を受けた妻、または洗礼を受ける予定の妻を合法的妻として迎え、他の妻を離別する場合、

彼らの間に合法的な婚結が成立する。⁽²³⁾

要するに、現在の婚姻関係が複数存在したり最初のものでなくても、一人の妻と一緒に受洗して他の妻と別れる場合には、その結婚を合法的なものとして認めると定めたのであった。それまでに特定の布教地の婚姻問題に与えられたその他のもの⁽²⁴⁾よりも大きく一歩前進した形で布告されたこの特免は、最初の婚姻関係に戻るべき義務を免除した点で、画期的と言えるものであった。ディアスもそのことは認識していたようである。報告書の中でこの特免がすでに発布されていることを指摘している。しかしディアスは一歩進んで、中国布教に当たってはそれに当てはまらない事例が存在すること、そしてさらなる特免を必要としており、大勢の中国人の改宗がそのことに関わっている点を力説しているのである。引き続きその点について、彼はこのピウス五世の特免によつても解決できない六つの事例をさらに挙げながら説明している。

第一に、上記の特免は改宗者と妻との同時受洗を条件としていたため、二度目の妻が改宗を望まない場合には、その適用が許されない。その点ディアスは、パウロの特免の際に質される「少なくとも、創造主を侮辱せず受洗者たる当事者と平和裡に同居する意志があるか」とい

う質問に対して彼女が同意している点を暗示し、さらには将来この女性が改宗する可能性が非常に高いとしている。

第二に、受洗希望者の二度目の妻に離婚歴がある場合、彼女の以前の婚姻関係も無効とすることが合わせて要求される。上記の特免には、この二度目の妻に結婚に際して教会法上何ら問題のないケースが想定されているのみである。従って、往々にして離婚歴のある者同士が婚姻関係を結ぶ中国では、多くの事例がこの特免に当てはまらなくなるのであった。

第三に、「善意」でない場合である。ディアスが指摘している通り、上記の特免は正妻を離縁し、現在同居している二度目の妻と一緒に善意で受洗する場合のみを想定して述べられているのである。「善意」とは、倫理神学上の用語としては、客観的には罪となる行為を許されていると思ったり、客観的には不法な所持を合法と信じたりする、罪のない誤った確信を指す⁽²⁵⁾。離婚歴のある者が受洗を望むことは教会法に照らし合せて客観的に間違っていたり悪いものであったとしても、やむを得ざる不知によって主観的にそれと気づかずに良い意向を持って行なおうとしたのであれば、この場合は罪ではないと見

なされ、責任を問われないのである。しかし、もしも受洗前にその問題をすでに明らかにして受洗を望む場合は、「善意」による逃げ道も閉ざされてしまい、特免が与えられる以外に方法がない。

第四に、すでに受洗した人が禁欲を守ることができないとして結婚を望む場合、改宗者本人に離婚歴があり、最初の結婚に戻る意志を持っていても、彼の最初の妻と現在同棲中の夫がそれを拒むなどの理由で、彼女を再度迎えることが事実上不可能な場合には、それを強制することができない。たとえ最初の結婚の当事者二人がそれを望み、お金を返済し直す場合でも、相手がそれを拒否したら、それを強制する正当性はないのである。それどころか、中国では非常に不思議に思われる結果になると、ディアスは説明している。実際岸本氏の研究によると、清代前期までの史料から推察したところ、判語の例には妻を売買した行為そのものについては殆ど咎めることなく、むしろ一旦売った妻を取り戻そうとしたりして揉め事を起こす売り手や関係者を厳しく叱責していることが知られる。すでに本夫が自由意志で売ったからには、当人であれ関係者であれ事後に問題を起こすべきではない、という考えが地方官の間でも一般的に見られる認識であ

妻が生存しているような場合、その者が洗礼を求め、最初の妻に戻るよりの戒めに応じない場合は、婚姻の不解消性を善意で知らなかったと認めて、彼に洗礼を授けてもよいとされている。要するに、その殆どが離婚歴のある日本人への授洗と、彼らの教会による再婚を可能にするために、異教徒時の婚姻を無効にすることを教会が認めることを可能にする論理になっているのである。⁽²⁷⁾

これは、日本社会の特殊性を考慮した特別な措置を認める見解であった。事例を挙げて説明する論理の展開こそ異なるものの、ディアスは、ヴァリニャーノと同様に、中国においても地域的特殊性を考慮して対処すべきことを主張し、中国布教のためには婚姻問題、とりわけ離婚問題の解決が大変重要であると力説していたのである。

②妾の問題

既存の特免で解決できない婚姻事例の中で、ディアスが最後の第六番目に取り上げている問題は、一夫多妻制の中国で多く見られていた妾の存在に関する報告であった。当然ながら妾の問題に関する免除は、ピウス五世の特免には触れられていなかった。この問題に関してディアスが説明している中国現地の社会事情は、三つの点に

要約できる。第一に、中国人の結婚形態は一夫多妻制であり、妻^{シム}すなわち正室と呼ばれる正妻は一人であるが、その他は妾^{シェ}となる。⁽²⁸⁾ とりわけ社会的地位や経済状況からそれが許される中国人は、多数の妾^{シェ}を持つのが一般的である。第二に、妻^{シム}と妾^{シェ}は身分や名誉などにおいて大きく異なり、妾^{シェ}は妻^{シム}の身分よりも非常に下に位置づけられる。第三に、法的に、また社会的通念として、妾^{シェ}を妻^{シム}に昇格させることは禁じられている。

ディアスは、中国社会に一般的に数多く見られる妾の問題について、一つの事例を提示しながら説明を進めている。正妻を亡くして一人の妾を持つている者が受洗を望んでいるケースである。それには、彼がその妾に対して、婚姻の基本的かつ本質的の二大原則である単一性と不解消性を守ることが条件付けられている。ディアスの見解によるとこの点で、たとえ彼女が明らかに妾の名や儀礼に準ずるとしても、この結合は真の結婚であるとしている。中国の社会的慣行や法律によって、妾である彼女を正室にすることは不可能でありまた禁じられているので、彼女を正室として認めた上で夫ペドロの受洗を許すわけにはいかなないのである。その一方で、現況のまま受洗させると、マカオやインドのような他の布教地だけで

なくヨーロッパでも誤解を受けることは必至であり、妾を禁止する今までのキリスト教の教えと異なることを実践することによって、当の中国人の躰きまでも招く結果となるであろう。また妾を手放すことにも、中国では社会的に困難が伴うとする。彼は以上のことを、長々と詳細に説明している。

改宗した異教徒に対して一夫多妻制を禁ずる教会側の姿勢は、例えば十三世紀初めから明確に示されている。⁽²⁹⁾

また、婚姻の本質的の二大原則である単一性と不解消性は一五六三年十一月十一日、トリエント公会議第二四総会において明確に宣言されていた。同会ではキリスト教徒が同時に数人の妻を持つことが神の掟によって禁じられている旨を明示しており、これは婚姻問題に関する教会側の基本的原則でもあったのである。⁽³⁰⁾ カトリック教会は離婚の問題に関しては特免を考慮した反面、妾の問題に対しては断固たる姿勢を崩さなかった。日本の婚姻問題に関する前掲のヴァリニャーノの諮問の中にも、妾の問題に関する言及は見られないのである。

他方、ディアスの報告通り、旧来中国において行なわれてきた婚姻制度は、事実上一夫多妻制、より詳細に言えば一夫一妻多妾制と称すべきものであった。法的にも

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

社会通念の上からも正室はあくまで一人であり、その意味で一夫一妻という単婚制を基本形式としていた。正室は原則上生涯一人と考えられ、妻があつてさらに妻を娶ること、すなわち一人の男が同時に二人以上の正規の配偶者を持つ重婚は法律によって許されなかったものの、妻の他に妾が何人あつても重婚の禁には抵触しなかったのである。妻と妾の地位は厳密に区別され、妾は妻よりその地位が遙かに低く、妻と妾の身分は確然と異なつていた。⁽³¹⁾ 庶子にも遺産相続の権利は認められていたものの、⁽³²⁾ 夫と一体と認められる榮譽は妻一人のものであつて妾には及ばず、妾は自己の名においては族中に公的な地位を持たなかつた。従つて、古くから法律でも礼制でも共に一夫一妻を基本とする原則を貫いているのである。そしてその名分を乱す行為、すなわち妻をもつて妾となすことは、古くから法律によって処罰され、無効とされた。秦漢以後、妻妾の易位は禁じられ、歴代各律によって妾を妻にすることは禁止されているのである。その理由は、妾は身分の劣つたものであるので、それを改めて妻とすることは夫婦の正道に反するという考えからであつた。従つて中国では、男は妻の他に妾を置くことが自由であつたけれども、妻と妾の名分は確然と異なり、その名分

を乱す行為、すなわち妻をもつて妾となし妾をもつて妻となすことは、法によつて処罰されかつ無効とされたのである。⁽³³⁾

さらに夫に先立つて死亡した妻は、⁽³⁴⁾夫宗において永久に祭祀を享くべき地位が確定する。中国では、配偶者の死亡は婚姻を解消するものではなく、むしろ婚姻を完成するものであると考えられた。従つて妻が死亡した後には妾がある時、これが当然に妻となるわけではなく、一旦妾として娶つた女性を後日妻に改めることも可能ではあるが、それにはそのための特別の披露、「扶正」というものが行なわれなければならなかつた。⁽³⁵⁾あるいは妻の死後、妾を正室ではなく継室とすることは可能であつたようである。その一方で、実際にはたとえ法に違反し、世間の非難を受けようとも、妾をもつて妻とすることはしばしば行なわれていたことも事実であつた。とはいへ、妾をおくなどとは経済面で余裕のある人々の話であり、一人の妻さえやつと持てるかどうかという一般的な農民にはそのような話は縁のあることではなかつたようである。⁽³⁶⁾

中国では古来、離婚のケースと違つて、妻の死亡は単に夫婦間の共同生活が消滅しただけに過ぎず、中国の礼

制上の一夫一妻制では、終身二人の正室を持つことが許されないという考え方が存在した。従つて事実上再娶した者さえも、最初に娶つた妻の関係を重視する慣わしであつた。もしも後妻に子供があり前妻には子供がない場合以外は、後妻の名分が前妻を越えることはなく、天子諸侯の間でも正室の死後は不再娶の慣わしがあつたようである。実際は正室の死後に妾の中で誰かにその役割を担わせることもあつたが、⁽³⁷⁾継室と言つて正室とは區別していたようである。

さらに、明代の貴族が正妻を亡くした場合、国王の許可なしでは再婚できないというディアスの説明について考えてみたい。ディアスが言及している貴族がどの階級を想定しているかについてはつきりとしたことは不明であるが、少なくとも明代の宗室子女の婚姻は、再婚に限らず初婚でも結婚の対象に制限があり、皇帝の許可を受けなければならぬという原則があつた。明の宗室の婚姻は、初期太祖の時より政治的・軍事的な面の戦略的意味から重要視され、統制されていた。従つて、宗室の婚姻対象は厳しく制限され、その決定は原則としてすべて皇帝によつて行なわれていたのである。⁽³⁸⁾

結局、ここでディアスが提案する解決策は、次のよう

なものである。すなわち、その女性に対して結婚の単一性と不解消性を守ることが前提とされるのであれば、妾の身分のままでもその婚姻を認めて受洗を許す特免を与える、ということである。彼はそのことが多くの中国人の改宗に繋がると述べ、そのためにイエズス会総長がローマ教皇に働きかけてほしいと嘆願したのである。

ディアスの他にもイエズス会士は、中国社会における妾の存在が、中国人がキリスト教徒となり、受洗する上で大きな障害となることを、それ以後も危惧せざるを得なかった。実際、中国で布教に努めた宣教師たちにとって、蓄妾制度は大きな妨げになったことが知られている。例えば明末にマテオ・リッチの布教でキリスト教に入信した瞿太素の場合、正妻の死後、跡継ぎを出産していた妾を正妻に直し、一六〇五年に受洗したようである。⁽³⁹⁾ またアルヴァーロ・セメードも、妾の存在について詳細に、しかも正確に紹介している。セメードは長年中国で布教を行なった経験から、正室と妾の相違に触れ、妾については売買であって、真の結婚ではないという見解を明らかにしながら、婚資や婚姻成立までの経緯をも詳しく説明し、正室の息子でなくても均等に財産を与えられる家産の相続などについても触れている。⁽⁴⁰⁾

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

* * *

この報告書を認めた後にも、ディアスはイエズス会総長やローマ教皇に、中国における婚姻問題に対して特免を与えてくれるように働きかけを続けていたようである。その一例として、次のような史料がある。一六〇七年十月十七日付、南昌発、イエズス会総長補佐ジョアン・アルヴァレス宛書簡において、彼は次のように記している。また婚姻のいくつかの事例に関する特免についても、尊師から総長宛下によって下さるよう尊師にお願いする。それは私が教皇聖下に要請しているものである。その特免は当地では我々にとって非常に必要なものである。それは非常に頻繁に生じることだからであり、多くの者が神の法を受け入れることを妨げる。このように長々とお願いをすることを、尊師には驚かないで頂きたい。なぜならば、かくも広く蔓延しており、そして地獄に行く異教の地においては、この若いキリスト教において天国に行くためにはより大きな緩やかさが必要だからである。主よ、願わくばその特免が遅延せず届かんことを。他の国々のように天国の狭き門から入ることができんことを。尊師のご祝福と聖なる犠牲に我が身を委ねるのみで

四七 (一八五)

ある。⁽⁴¹⁾

さらにその後、一六一四年十二月二十三日、マカオ発 イエズス会総長補佐アントニオ・マスカレーニヤス宛書簡にも、次のような内容が見える。

あのカーザについての情報は、年報の中に長々と書き、日本のカーザについては、別の年報に書いた。従って、ここではそのことは一切書かない。ただ私は尊師に、婚姻のいくつかの事例についての決定と承認を申し上げる。それは一六〇七年私が南昌にいる時に、もしも可能ならば私へ回答を寄せてくれるよう総長と尊師に頼んだことである。⁽⁴²⁾

少なくとも一六一四年までの時点では、ディアスが要請していた特免は与えられておらず、努力の成果も実を結んではいかなかったものと思われる。なお、一六〇七年に彼が南昌において執筆した書簡は確認することができない。

ディアスは晩年にも、対象地域は中国とは異なるが、婚姻問題について言及している。一六三七年十一月一日付、マカオ発、コチンシナのパードレ・フランシスコ・ブゾミ宛⁽⁴³⁾の書簡の中に、コチンシナの婚姻問題について論じている。以下、全文を引用したい。

私は友人として以下のことを述べるために、尊師にこれを認める。第一に、その「コチンシナ」王国においてオランダ人たちが追放した二人の托鉢^{フラダス}修道士に、尊師が以下の論争について知らせたことは、私を非常に悲しませた。それは、その異教徒たちの結婚が有効かまたは無効かそしてこの疑問の根拠「は何か」を巡って、我々「イエズス会士」の間に存在する論争である。なぜなら、我々の諸々の事柄について彼らに報告することは適切ではないし、この疑問について彼らに意見を求める必要もないからであり、彼らはこの情報を基に我々について言いたいことを言うかも知れないからである。従って、それらがそうであるか否か「その異教徒たちの結婚が有効かまたは無効か」という疑問とその根拠をできるだけ早く払拭する絶対的な義務を、我々二人は持っている。

第二に、トンキンヤコチンシナそしてこのコレジオには、結婚の挙行に離婚の条件が入らないと判断する我々会員が大勢いるというために（彼らの間で論拠以外にも）尊師は、今までの思考に基づいて、「離婚の条件が」入るといふ意見を押しつけ、そし

てかつて入ると言った者は尊師を騙したということ
を告解するよう強要する。というのは、もしも尊師
がこのような考えと意見を持つてゐるならば、その
ような考えに基づいた見解を変えることは、移り気
でも軽率なことでもない。それどころか、むしろ慎
重で学識豊かなものである。というのは、結婚に離
婚の条件が入らないと確信し、それを有効な真実
〔の結婚〕だと見なす者は、それが入ると思ひ「結
婚を」無効だと見なす者よりも、慎重であり学識豊
かであることを示すからである。今までこの件で尊
師がコチンシナ人について信じてきたことは、「常
に経験と学識とを一緒に信頼すべきである」⁽⁴⁴⁾という
アリストテレスの言葉に基づいた思慮分別であつた。
なぜなら、尊師は必ずや次のように思うに違ひな
からだ。彼らは結婚の形式を知つてゐるかも知れな
い、知つていたに違ひない、否それどころか外国人
である尊師よりも、彼らは原住民であるから、事実
それをよく知つてゐるのだ。また今後はコチンシナ
の人々を（当初信じていたようには）信頼しないで、
むしろトンキンの人々を信頼するというのも同じ思
慮分別である。というのは、彼らはこの事例におい

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

て反対の習慣を持ち、コチンシナの人々以上に、万
事において一般的により優れた理解と礼儀正しさを
持つてゐる、従つて、彼らの判断は、一層の信頼を
寄せるに値し、この件の思慮分別の点で、その他の
すべての面で明らかに分別が劣つてゐるコチンシナ
人を彼らより勝つてゐると見なす者は、彼らを侮辱
するものだと尊師は思つてゐるからだ。この点尊師
は、新たな理由を見出したら、彼らが教えそして何
人かは著述してゐる最初の意見を変えた昔の、博識
で聖なる多くのパードレたちを見習ふことだ。そし
て尊師もよくご存じの、聖パウロがテモテに言う
「主の僕たる者は争わぬ」ことや、あるいはギリ
シヤ人「アリストテレス」に従つて、「論争や口論
をせず、すべての人に柔和に接し、教えることがで
き、よく忍ぶ等々」⁽⁴⁵⁾のことに実践することだ。

第三にして主要なことであるが、非常に重要なこ
の点における我々自身の意志と愛徳の面で我々全員
が一致することが、絶対に必要だと思われる。否、
それどころかそれができる者が、「会員は」互いに
正義によつて一致するように命令することが必要で
ある。如何なる場所であれ常にイエズス会に害とな

すからである。

第四に、総長は「一六」三三年一月の書簡⁽⁴⁶⁾の中で、そこコチンシナでは最初の妻に離婚の申立書^{リベロ}を与え、そして彼女たちが生存しているのに別の二度目の妻と結婚しているキリスト教徒たちが容認されていることに非常に奇異の感を表明している。この行き過ぎた振る舞いがあつた以上(尊師はパードレ・「アンドレ」)パルメイロ⁽⁴⁷⁾と話をしている)尊師が総長を非常に驚かせたのも極めて当然のことであつた。

私は総長猥下が想像しておられることがよく分かる。それは最初の正妻との結婚「に関するもの」であつた。尊師はそれを否定するけれども、しかし総長猥下のこれらの言葉は、彼が尊師の意見を軽視していることを非常に明確に語っている。従つて、総長はこのような次第で、尊師が彼に送つた論文を見た後に、回答を寄せるであろう。なぜなら、私はもうずいぶん前から彼の思慮分別と柔軟さをよく知っているからである。その国民がどのような結婚の仕方をするかについて、かつて彼に誤つた情報が与えられたから、尊師が「総長の回答を」受け入れないのは確かだと思ふ。従つてそれに基づいた見解を変えるの

も確かだと思ふ。疑いなくそのように実行するよう
に、古くからの我々の友情によつて私は尊師に切に
懇願し、これをもつて尊師の聖なる生贄に我が身を
委ねる。一六三七年十一月一日、マカオ⁽⁴⁸⁾。

この書簡は、ディアスが巡察師の立場から、長年コチンシナの布教に従事し当時コチンシナの布教長を務めていたフランシスコ・ブゾミに宛てたものである。前述の報告書と比較すると、同一の筆者であるにもかかわらず、表現が著しく婉曲であるだけでなく、論理的明確さに欠ける文章であると言わざるを得ない。この時点では、ディアスはすでにかかなりの高齢であつたためであろうか。極めて分析が困難な書簡であり、この主旨を簡潔に述べることは難しい。コチンシナで婚姻問題を巡つてイエズス会内部で論争が存在したことが述べられ、その見解を一致させるために、ディアスとは見解が別れたブゾミを説得することがこの書簡の目的であつたようである。すべての問題が詳述されているわけではないが、少なくともコチンシナの異教徒の結婚が有効であるか無効であるか、そして結婚の成立と離婚との問題、また最初の妻が生存中に再婚したコチンシナ人の結婚を認めて彼らを教会に受け入れることの正当性などについて論じられている。

これらはディアスが三〇年以上も前に中国において論じたものと同様の問題であり、日本でもヴァリニャーノが同様のことを懸念していた。そのため、一五九二年に彼は、日本の婚姻問題をヨーロッパの神学者たちに諮問しているのである。⁴⁹婚姻に関する問題は、日本や中国に限らず、コチンシナなど諸布教地でも宣教師たちをも悩ましていたことであり、ディアスは高齡で没する直前の最晩年まで、この問題の解決に努めていたことが窺える。

四、おわりに

結婚の単一性と不解消性を説くカトリックの教会法では、一夫多妻制と離婚は禁止されている。異教徒間の婚姻関係も教会では有効なものと思なされたので、離婚歴のある者は改宗にあたって最初の婚姻関係に戻るべきであると同時に、最初の結婚相手の生存中に再婚は許されないことが原則であった。さらに、正規の配偶者以外に妾を持つことは、カトリック教会では断固として禁じられていたのである。

しかし、マカオのコレジオ院長として中国布教を支援する立場にあったマヌエル・ディアスの報告書によると、中国の婚姻形式はカトリック教会の掟とは非常にかけ離

れたものであった。一方ですでにカトリック教会側でも、新しい布教地の布教に配慮して、ピウス五世の特免などを特別措置として布告していた。それは中国にも適用され得るものとして、現在の婚姻関係が最初のものでもなく、受洗者と一緒に洗礼を受ける一人の女性のみを合法的妻として迎える場合、それを合法的な結婚と見なし、彼らの受洗を容認するという内容のものであった。

こうした特免の存在にもかかわらず、ディアスの報告書によると、実際には特免の適用ができない多くの事例によって、多数の中国人の改宗への道が阻まれていた。中国の法律や社会的通念が容認していたことよって頻発していた離婚は、多くの改宗志願者の妨げとなっていた。また中国古来の一夫多妻制では、妾を持つことが原則的には数に制限なく認められていたのである。彼は以上のような実状を、実例を示すことで詳細かつ正確に説明している。彼は具体的な事例を想定して、その事情を詳しく記述し、さらに一歩踏み込んだ特免措置を要請している。カトリック教会が断固とした態度を示していた妾の問題に関しても、婚姻の単一性と不解消性を損なわないという条件付きではあるが、解決策の容認を望んでいたのである。

なお、ディアスがここで想定している中国人とは、主に読書人を念頭においたものと思われる。それは、上からの布教を志向していたイエズス会の布教方針からも容易に推測される。イエズス会の宣教師たちにとって、中国における主な布教の対象は上層階級である読書人たちであり、その点はディアスにも当てはまると思われる。

ディアスはこの報告書では、概ね夫側に主導権をおいて議論を展開している。中国の婚姻制度において、男女本人の個性的・情愛的な要素は極端に無視され、特に女性はその点で制圧された立場におかれていたと言われているが、このような中国社会の実状がディアスの報告にも垣間見えるようである。それと同時に、以上の中国の社会的事情から、女性への布教が極めて困難であった実状⁽⁵¹⁾も現れていると言えらるだろう。

以上のようにあくまでも夫、すなわち男性側を中心にした考え方は、男性を中心に布教を考えていた宣教師ディアス自身の視野の限界と言えるかも知れない。妻が未亡人として残されたケース、その中でも若くして夫を亡くし社会的に弱者として存在しなければならなかった多くの寡婦について、あるいは寡婦の再婚なども重要な問題として考えられたはずであるにもかかわらず、それら

の問題は触れられていないのである。従ってディアスは離婚や妾によって発生し得る中国の婚姻問題に関して詳細かつ的確に議論しているが、ある面、男性中心の視野から論じるといった限界がある。恐らく彼の念頭には上層部の読書人、その中でも男性に対する布教が主に想定されていたためと思われる。

またこの報告書のもう一つの特徴として、主に異教徒の受洗に際する婚姻問題との関わりが焦点になっており、例えば、すでにキリスト教徒となつている者が非信者と結婚する異宗婚姻の問題や、婚姻挙行の際にトリエント公会議の決議に従う問題などについては、言及されていないことも指摘できる。この点は、一五九二年に日本の婚姻問題に対して行なわれたアレッシャンドロ・ヴァリニャーノの諮問とは大きく異なる。それは中国布教が本格的に行なわれて間もない布教初期の段階において、ディアスはあくまでもこれからキリスト教へ改宗しようとする者を想定して議論を進めていたためと思われる。この報告書を認めた時点でまだ中国本土における布教活動の経験を持たなかったディアスは、他の地域での経験を基に中国の現象を想定しているに過ぎなかったと言えるかも知れない。

ディアスの見解を、一五九二年にヴァリニャーノが提議した日本の婚姻問題の議論と比較すると、異宗婚姻に対する認識の相違などは見られるものの、布教地の地域的特殊性を考慮して、柔軟な姿勢で解決策を求めようとする方針は一致している。ディアスに見られる以上のよ
うな努力は、イエズス会内部では日本や中国、またその他の布教地において、少なくとも十六世紀から十七世紀までいけば底流として繋がっていたものと思われる。

注

(1) 矢沢利彦『西洋人の見た十六〜十八世紀の中国女性』東方書店、一九九〇年。また、明末清初のキリスト教布教において女性に対する布教が困難であったことについては、同「支那天主教と女性の問題」『歴史学研究』第六卷第一号、一九三六年。なお、同「中国読書人のキリスト教受容」(『世界の歴史』一一、ゆらぐ中華帝国、筑摩書房、一九六一年所収)と、同「マッテオ・リッチと瞿太素」(『埼玉大学紀要、社会科学編』第八卷、一九五九年)では、中国読書人のキリスト教受容時に、蓄妾制度が障害になっていたことに言及している。葛谷登氏も、明末の読書人徐光啓の例を考察して、キリスト教入教に際する妾の問題について言及している(葛谷登「徐光啓の天主教入教について」『キリスト教史学』第三九集、

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

一九八五年)。

(2) H・デンツィンガー編、浜寛五郎訳『改訂版カトリック教会文書資料集』エンデルレ書店、一九八二年、三二九頁。一五七一年八月二日付で発布された、教皇令 *Romani Pontificis* を指す。これについては、本文で取り上げる。

(3) Martini Azpilcuetae Doctoris Navarri, *Iurisconsultorum Nostrae Aetatis Maximi Theologi et Theologorum Iuris Consultissimi Consiliorum & Responsorum Libri Quingue; Iuxta Quingue Libros & Titulos Decretalium Distincti*, Lugduni, 1590, pp. 300-303.

(4) Archivum Romanum Societatis Iesu, Jap. Sin. 14-1, ff. 17a-17bv.

(5) Jap. Sin. 14-1, f. 18.

(6) ディアスの経歴については、本稿では *Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, II, Roma, 2001, pp. 1112-1113. *Joseph Dehergne, Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, Roma, 1973, p. 77. を参照した。ディアスの生年月日について、後者は一五五九年としているが、前者のディアスの項目を執筆したジョセフ・セベス神父は一五四九年一月に訂正している。また、ディアスのイエズス会入会の日付についても、後者は十二月三十日としているが、セベス神父は十二月二十一日としている。本稿では、セベス神父の見解に従うことにする。

(7) マッテオ・リッチ著、川名公平訳『中国キリスト教布教史』一、岩波書店、一九八二年、三六二〜三六三

頁。

- (8) 高瀬弘一郎氏は、膨大な史料を用いてマカオの教育機関に関する研究を纏めておられる(高瀬弘一郎『キリシタン時代の文化と諸相』八木書店、二〇〇一年)。高瀬氏によると、マカオのコレジオの創立に当初から尽力していたヴァリニャーノは、マカオのコレジオの院長に対して中国布教を援助する任務を命じており、一六〇六年頃にそのことを明文化して書き遺している(同書、二七六頁)。
- (9) 『中国キリスト教布教史』一、五七六―五七八頁。
- (10) リッチ、セメード著、川名公平・矢沢利彦訳『中国キリスト教布教史』二、岩波書店、一九八三年、七―九頁。
- (11) 『中国キリスト教布教史』二、五一頁。
- (12) 『中国キリスト教布教史』二、一三八―一五三頁。
- (13) 例えば、一五九九年十二月十九日、マカオ発の書簡(Jap. Sin.13-II, ff. 361-362v)、一六〇一年一月十七日、マカオ発、イエズス会総長クラウディオ・アクアヴィヴァ宛書簡(Jap. Sin. 14-I, ff. 44-45v)を挙げることができる。
- (14) 滋賀秀三『中国家族法の原理』創文社、一九六七年、四七六―四七七頁。仁井田陞『中国法制史』増訂版、岩波書店、一九六三年、二六一―二六二頁。妻のために離婚が認められるのは、主として、夫または夫の家の者から貞操にかかわる侵害を受けた場合と、夫失踪の場合に限られ、かつ必ず裁判によることを要した(滋賀、前掲書、四七八頁)。
- (15) 仁井田陞『中国身分法史』東京大学出版会、一九四二年、六七五―六七九頁。
- (16) 滋賀『中国家族法の原理』、四八〇―四八一頁。仁井田『中国法制史』、二六三頁。
- (17) 仁井田『中国法制史』、二二七頁。
- (18) 岸本美緒「妻を賣ってはいけなかい? —明清時代の賣妻・典妻慣行—」『中國史學』第八卷、一九九八年、一七七―一七九頁。なお、現代中国でも農村の封建的売買婚や典妻の慣行が見られ、様々な社会問題や犯罪を引き起こしていることが報告されている(秋山洋子編訳『中国女性―家・仕事・性―』東方書店、一九九一年、二〇九―二五〇頁)。典妻に関する最近の研究としては、葉麗婭『典妻史』広西民族出版社・上海文芸出版社、二〇〇〇年、がある。
- (19) 岸本、前掲論文、一八九頁。
- (20) 仁井田『中国法制史』、二五三頁。なお、中国古来の売買婚と聘娶婚については、陳顧遠『中国婚姻史』商務印書館、北京、一九三七年、八三―八七、九〇―九七頁。
- (21) *Quanto te magis*, 一九九九年五月一日(デンツィンガー、一七三―一七四頁)。Gaudemus in Domino, 一二〇一年初め(同書、一七八頁)。なお、この事項は一五六三年十一月十一日、トリエント公会議第二四総会においても確認された(*Conchiorum Decernitorum Decreta*, Bologna, 1973, pp. 754-755. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, N. Tanner ed., London & Washington DC, 1990, pp. 754-755. デンツィンガー、前掲書、三二三頁)。
- (22) 「信者でない相手が離れていくなら、去るにまかせな

さい」(「コリントの信徒への手紙一」第七章、第一五節)。

(23) デンツインガー、前掲書、三三二頁。

(24) 一例として、一五三七年六月一日付で発布された、教皇パウルス三世による中南米の土着民に与えられた特免を挙げる事ができる (Altitudo divini consilii, デンツインガー、前掲書、二六九頁)。「改宗前に、彼らの習慣に従って、多くの妻を持つていて、誰が最初の妻であるかを思い出すことができない者が改宗した場合、その中から自分の望む一人を選んで、慣習に従って、現在形の言葉をもって結婚をすべきである。しかし、誰が最初の妻であるかを思い出した者は、他の妻を離縁して、その妻と結婚すべきである」。

(25) 『カトリック大辞典』Ⅲ、富山房、一九五二年、三三三頁。なお、この「善意」に関わる問題は、日本における婚姻問題の議論の際にも言及されている(拙稿「キリシタン時代の婚姻問題について」『史学雑誌』第一〇九編、第九号、二〇〇〇年、四四〇～四五頁)。

(26) 岸本、前掲論文、一九七〇～一九九頁。

(27) 拙稿「キリシタン時代の婚姻問題について」、三八～四四頁。

(28) 原文には、「chimj」、「cie」とあるが、各々「妻」、「妾」と推測される。現代中国語の音の点で cie は「妾」に当てはまるので問題ないが、「妻」は m の音がないのでやや疑問が残るものの、文脈からして他には考えられない。ちなみに、一五八三～一五八八年にマテオ・リッチらによって作成されたポルトガル語・中国語辞書にも、

「妻」は「ci」、「妾」は「cie」と表記されており、同様のことが確認される (Jap. Sin. I 198, f. 91 及び f. 116v. 以下)。

最近この辞書は、写真版が出版された。Michele Ruggieri & Matteo Ricci, *Dicionário Português-Chinês*, John W. Wittek ed., Biblioteca Nacional de Portugal, Lisboa, 2001)。また、十八世紀に宣教師たちによって作成された中国語辞書にも、同じく「妻」は「ci」、「妾」は「cie」と表記されている (British Library, Add. 19258. なお、この辞書は本来書名が記されていたはずの表紙が欠落している)。

(29) Gaudemus in Domino, 一七〇一年初め(デンツインガー、前掲書、一七八頁)。

(30) *Conciliorum Oecumenicorum Decreta*, pp. 753-759. *Decrees of the Ecumenical Councils*, II, pp. 753-759. デンツインガー、前掲書、三三二～三三三頁。

(31) 仁井田『中国法制史』二五二～二五九頁。滋賀『中国国家法法の原理』五五一～五五二頁。

(32) 仁井田『中国法制史』二二二頁。滋賀『中国国家法法の原理』二四六～二四九頁。

(33) 滋賀『中国国家法法の原理』四七五・五五一～五七五頁。仁井田『中国身分法史』、五七一～五七二頁。陳顧遠『中国婚姻史』、五二～五四頁。陳鵬『中国婚姻史稿』中華書局、北京、一九九〇年、七二四～七三五頁。

(34) これとは反対に、夫に先立たれた寡婦の問題について、ディアスの報告書では触れていないが付言しておきたい。古代より中国で、儒教倫理が確立されてから、寡婦の再嫁は宗族社会の道德風俗を損なうものとして白眼

視されたことはよく知られている。しかし十八世紀頃に至るまで、多くの場合とりわけ貧困層の寡婦は、自活するために再婚の道を選択せざるを得なかった。中国における寡婦の再婚を清朝の婦女旌表制度を中心に検討したものとして、陳青鳳「清朝の婦女旌表制度について―節婦・烈女を中心に―」『東洋史論集(九州大学)』第一六号、一九八八年、がある。なお、三十歳未満で夫を亡くした寡婦に焦点を当て、その多くが選択する節婦の問題を家族サイクルや儒教的価値観、清代における道德の政治学などの中で論じた研究として、スーザン・マン著、岸本美緒訳「清代の社会における寡婦の位置」『お茶の水史学』第二九号、一九八六年、がある。

(35) 滋賀『中国家族法の原理』、四七九・五五五頁。

(36) 陳鵬『中国婚姻史稿』、七二四〜七三五頁。滋賀『中国家族法の原理』五六〇頁。陳顧遠『中国婚姻史』二二二四〜二二七頁。

(37) 陳顧遠『中国婚姻史』、四八〜五四、二二四〜二二七頁。陳鵬『中国婚姻史稿』、七三二頁。

(38) 佐藤文俊「明代宗室の婚姻の性格」『社会文化史学』第三六号、一九九六年(同著『明代王府の研究』研文出版、一九九九年所収)。なお、中国の婚姻に関する最近の研究としては、次のようなものがある。郭松義『倫理与生活―清代的婚姻関係』商務印書館、北京、二〇〇〇年。王躍生『十八世紀中国婚姻家庭研究』法律出版社、北京、二〇〇〇年。Matthew H. Sommer, *Sex, Law and Society in Late Imperial China*, Stanford University Press, Stan-

ford, 2000. 汪玢玲『中国婚姻史』上海人民出版社、二〇〇一年。

(39) 矢沢「マッテオ・リッチと瞿太素」。

(40) アルヴァーロ・セメード著、矢沢利彦訳『チナ帝国誌』、前掲『中国キリスト教布教史』二所収、三八八〜三九三頁。

(41) Jap. Sin. 14 - II, f. 282v.

(42) Jap. Sin. 16 - II, f. 115.

(43) Francesco Buzzoni, S. J. 一五七六年二月、イタリアのナポリに生まれ、一六三九年七月一日マカオで没す。一六〇九年リスボンで乗船し、翌年マカオに到着して、そこで神学を教えた。日本管区長ヴァレンティン・カルヴァーリヨによつてコチンシナに派遣され、一六一五年にはコチンシナに赴いて布教に尽力したが、一六一七年病気のためマカオに呼び戻される。回復した後、翌一六一八年レジデンシアの設立のためコチンシナに戻り、その後も布教に従事した。一六三五年三月十一日、巡察師アンドレ・パルメイロによつて布教長に任命されたが、実際には少し遅れて同年七月十三日から任務に就いた。マカオでの日本管区の管区会議にも派遣された(一六三八年九月九〜二十二日)。一六三九年、コチンシナで宣教師たちが追放されると、マカオに向かい、そこで生涯を終えた (*Diccionario Histórico de la Compañía de Jesús*, I, p. 586.)。従つてこの書簡が認められた一六三七年は、布教長として活躍していた頃であった。

(44) 恐らく以下のことを指しているのではないかと思わ

れる。アリストテレス著、高田三郎訳『ニコマコス倫理学』上、岩波文庫、一九七一年、二二九頁。

(45) 「主の僕たる者は争わず、すべての人に柔和に接し、教えることができ、よく忍び」(「テモテへの手紙二」第二章、第二四節)。

(46) イエズス会総長から布教地に送られた書簡は通常伝存しないことが多いが、この場合も確認することができなかった。

(47) André Palmeiro, S. J. 一五六九年ポルトガルのリスボンに生まれ、一六三五年四月四日マカオで没す。従ってこの書簡が認められた一六三七年には、すでに亡くなっていたことになる。マラバル(一六一八〜一六二一年)、ゴア(一六二一〜一六二六年)、そして一六二六年から亡くなるまで、中国及び日本の巡察師を歴任。彼の巡察師としての任期中に、トンキン、カンボジアにおけるイエズス会の布教が始まった(*Dicionario Histórico de la Compañía de Jesús*, III, p. 2961. *Répertoire des Jésuites de Chine de 1552 à 1800*, p. 193)。

(48) Jap. Sin. 161-II, f. 190r-v. また()では論じないが、コチンシナの婚姻に関するブンミの報告がある(*Biblioteca de la Real Academia de la Historia, Jesuitas Legajo*, 22, ff. 466-472v)。他にも年代は特定できないが、婚姻問題に関する明末の史料と思われるものとして、特免が要求される婚姻の事例に関する杭州府からの報告がある(*Biblioteca da Ajuda, Jesuitas na Ásia*, 49-V-30, ff. 242-245)。

(49) 拙稿「キリシタン時代の婚姻問題について」を参照

明末の中国カトリック教会における婚姻問題について

のこと。

(50) 滋賀『中国家族法の原理』、四八二頁。

(51) 矢沢『西洋人の見た十六〜十八世紀の中国女性』八六〜九〇頁。

〔附記〕本稿作成にあたり、高瀬弘一郎先生より多大なご指導を賜った。また、中国の婚姻に関しては、岸本美緒先生よりご教示を頂いた。銘記して両先生に心よりお礼申し上げます。